

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律
の一部の施行期日を定める政令要綱

国家公務員の退職給付の給付水準の見直し等のための国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第九十六号）附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日を定めること。